

(第六類 第二十一號)

(一七七)

第七十六回 帝國議會 昭和十二年法律第九十號中改正法律案
(米穀ノ應急措置ニ關スル件)

會 議
昭和十六年一月十五日(土曜日)午後一時十
分開議
出席委員左ノ如シ

委員長 村上 國吉君

理事吉植 庄亮君 理事成島 勇君

理事松浦 伊平君

池田七郎 兵衛君 石坂 繁君 小笠原八十美君

小串 清一君 吉田 賢一君

長野 純良君 北勝太郎君

北村 文衛君 坂下仙一郎君

須永 好君 鈴木 文治君

土田 莊助君 松田喜三郎君

村上 元吉君 東條 貞君

渡邊 健君 服部 岩吉君

同日委員東條貞君辭任ニ付其ノ補闕トシテ

二月十五日農地開發法案(政府提出)ノ審査

ヲ本委員ニ付託セラレタリ
出席國務大臣左ノ如シ

出席政府委員左ノ如シ

農林大臣 井野 碩哉君 石黒 忠篤君

農林省農政局長 岸 良一君

農林省資材部長 重政 誠之君

食糧管理局長官 湯河 元威君

○村上委員長 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマ
ス、都合ニ依リマシテ午後三時マデ休憩致
シマス

午後一時十分休憩

午後四時三十分開議

○村上委員長 休憩前ニ引續イテ會議ヲ開
キマス、先ツ保留サレテ居ル大臣ニ對スル
質問ヲ許スコトニ致シマス——石坂君

○石坂(繁)委員 先日來同僚諸君ト御當局
トノ間ニ極メテ熱心ナル質疑應答ガ繰返サ
レタノデアリマスルガ、私ハ大臣ニ對スル
質疑ヲ致ス機會ガアリマセヌシタ爲ニ、
甚ダ御面倒ダトハ存ジマスガ、出來ルダケ
簡潔ニ數項ノ點ニ付テ大臣ニ御伺ヒシテ見
タイト思ヒマス

先ツ第一ハ、此ノ法案ノ内容ニ付テデ
アリマスガ、法案ノ内容ニ關シマスル重
要ナ點ガマダ質疑サレテ居ナイ點ガアル
ノデアリマス、ソレ等ノ點ニ付テ大臣ノ
御答辯ヲ承リタイノデアリマスガ、先ツ
第一點ハ、此ノ改正案ニ依リマスト、從
來ノ本法ノ第二條第一項ニ依リマシテ政府
ガ米穀竝ニ米穀以外ノ穀物等ヲ買上げマ
ス場合ハ、米穀統制委員會ニ諸問シテ之ヲナ
スト云フ規定ニ相成ツテ居ルノデアリマス、
然ルニ今日ノ改正案ニ依リマスト、第二條
第一項中此ノ買上げラレル品物ヲ増加サレ
マシタバカリデナク、從來米穀統制委員會
ニ諸問シテナサレテ居ツタノガ、此ノ米穀
統制委員會ニ諸問スルコトモ除カレルト云

フ改正案ニナツテ居ルノデアリマス、隨テ
之ニ依ツテ窺ヒマスト、今後政府ガ必要ア
リト考ヘマシタ場合ハ、政府ガ獨斷デ買上
ゲラレルヤウナコトニナルヤウニモ考ヘラ
レルノデアリマスガ、此ノ點政府ハ從來ノ
米穀統制委員會等ニ諸問ヲスルコトナク、
今後ハ獨斷ヲ以テ買上ガラレルコトニ相成
ルノデアリマスカドウカ、其ノ點ヲ先ツ承
リタインデアリマス

○石黒國務大臣 只今ノ石坂サンヨリノ御
尋ねデアリマスガ、米穀統制委員會ヲ止メ
ルコトニナリマシタノハ、他ノ色々ナ制度
トノ關係上之ヲ止メルコトニ致シタノデア
リマス、買上等ニ關シマシテ政府ガ將來獨
斷デヤツテ行クト云フ考へハ持ツテ居リマ
セヌ、御承知ノ通リ米穀局ニハ從來委員會
ノ外ニ、米穀問題ニ關シマスル造詣ノ深キ
方々ニ顧問ヲ委嘱ラシテ居リマシテ、此ノ
顧問ハ官制ヲ以テ置イテ居ルノデアリマス、
而シテ米穀局ガ今般外局トナリマシテ、米
穀管理ノ現業ヲ多分ニヤツテ行カナケレバ
ナラス時勢ノ必要ニ應ズル機構ヲ備ヘテ居
リマスノデ、之ニ對シマシテモ最モ造詣ノ
深イ方々ノ顧問ト云フモノガ益、必要アリ
ト考ヘマシテ、新シイ米穀管理局ニモ引續
イテ顧問制度ヲ設ケテ居ル次第アリマス、
此ノ顧問ニ諸問スルト云フコトヲ第一ニヤ
ナケレバナラヌト考ヘテ居リマス、尙ホ米
穀統制委員會ハ廢止ヲ致シマシタガ、法律ニ
規定ヲ持チマセヌ委員會ニ依リマシテ、ソレニ
マス、然ルニ今回之ニ依ツテ價格ノ公定ヲ

掛ケマシテ實行致シテ行クト云ブヤウナ運
ビニ致シタイト云フ考ヘラ持ツテ居リマス
○石坂(繁)委員 只今ノ御趣旨ハ能ク諒承
致シマシタガ、御答辯ノ最後ニ法律ニ依ラザル
委員會ト云フ御答辯ガアツタノデアリマスガ、
ゾレハドウ云フ組織ノモノデアルカ、重ネ
テ其ノ點ヲ御伺ヒ致シテ置キタイ

○石黒國務大臣 私ノ申上ガヤウガ言葉ガ
足リナライデ更ニ際質問ガアツタコトト思ヒ
マスガ、先ニ申上ゲマシタヤウニ、米穀統
制委員會ト云フコトヲ法規ニ於テ規定ノ中
ニ入レテ置クト云フコトヲ此ノ際止メタノ
デアリマス、官制ニ依ル委員會ソレ自身ハ
存在シテ居ルコトデアリマスカラ、左様御
承知ヲ願ヒマス

○石坂(繁)委員 第二點ハ改正案附則第二
項ノ點デアリマス、此ノ改正案ノ内容ハ條
文ニアル通リデアリマシテ、即チ「米穀統
制法第二條第一項ノ最低價格及最高價格ハ
勅令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ之ヲ公定ス
ルコトヲ要セズ」トアリマシテ、此ノ「勅令
ヲ以テ定ムル場合」ト云フコトニ付キマシテ
ハ先般湯河長官ノ説明及ビ其ノ後配付ヲ受
けマシタ資料ニ依ツテ一應承知致スコトガ
出來マシタ、併シナガラ尙ホ私共ノ疑問ニ
及ビ米穀統制法施行令ノ第一條等ニ於キマ
シテハ種々ノ規定ヲ設ケテ居ルノデアリ
定ヌマスニ付キマシテ、米穀統制法第二條

付託議案
昭和十二年法律第九十號中改正法
(米穀ノ應急措置ニ關スル件)
(政府提出)(第五十九號)
農地開發法案
(政府提出)(第八〇)

委員會議錄(速記)第五回

○石黒國務大臣 御答へヲ致シマス、今ノ附則ノ第二項ハ結局最高最低ノ價格ハ此ノ場合ニ於テハ公定ヲシナイト云フコトノ規定ナノデアリマス、ソコデ是ハソレダケノコトヲ規定シテ居ルノデアリマシテ、斯ウ云フ統制法ノ最高最低價格ト云フモノハ、配給統制法ノ販賣最高價格ト云フモノガ定メラレルヤウナ事情ノアル場合ニハ實ハ實用ガ全クナインデアリマス、其ノ爲ニ之ヲ決ヌナイデ斯ウ云フコトニ致シテ置クコトガ法律ノ整備上必要デアルノデ、茲ニ決メナイト云フコトヲ書キマシタノデアリマス、ソコデ實質上ノ問題ト致シマシテ、其ノ場合ニハ然ラバ米價ニ付テハ何カアルカト云フ御尋ネガ殘ル譯ナノデアリマス、ソレハ米穀配給統制法ノ販賣最高價格ト云フモノ、今ノヤウナ場合ニ於テハソレダケガアルノデアリマシテ、統制法ノ最高最低價格ト云フモノハ、御承知ノ通リノ事情デアリマス、幾ラデモ買上ゲルト云フコトハ事實ナイコトニナリマス、ソレデ廢シマシタ、配給統制法ノ販賣最高價格ト云フモノハ、實質トシテハソコニ國ガ定メタモノトシテアル、斯ウ云フコトニナラウト思ヒマス、然ラバ其ドウシテ決メルカト云フコトノ御尋ネダラウト思ヒマス、ソレデ此ノ附則ノ第二項ト

云フモノハ簡単デアリマスガ、ソレニ現ハ
レテ居ルノデハナイ、其ノ結果實際ニ行ハ
レル販賣最高價格ト云フモノニ付テノ御尋
ねト了解致シマスガ、ソレハ配給統制法ノ
方ニ於キマシテハ其ノ決メ方、及ビ決メル
ニ付テノ何等ノ規定ヲ致シテ居リマセヌガ、
今後之ヲ決メマスル際ニ於キマシテハ、只
アリマシテ、買上ノ數量等ノ問題ガ大事ダ
ト同様ニ、價格ノ問題ハ大キイノデアリマ
スカラ、十分ニ顧問、委員等ニモ諮リマシ
テ、其ノ上デ決メテ參リタイ、斯ウ考ヘテ居
リマス、而シテ其ノ買取價格ニ關シマシテ
ハ別段規定ハゴザイマセヌガ、米穀制度ニ
關シマシテハ長年ノ沿革ガアルノデアリマ
シテ、或ル場合ニ於キマシテハ、所謂率勢
米價等ヲ算出致シマシテ、ソレヲ参考ニ供
シタコトモアルノデアリマス、ソレカラ色
色物價參酌值ト云フヤウナモノヲ参考ニ供
シテヤル、生産費ハ無論ノコト、是モ参考
シタコトモアルノデアリマス、ソレノ決メ方ヲ多
少機械的ト申シマスカ、法的ニ決メテ行ク
ト云フヤウナ試ミヲ立法上致シマシテ、上
値二割、下値二割ト云フヤウナコトヲ細カ
ク入レテ來タト云フヤウナ沿革經驗ヲ持ツ
テ居ルノデアリマス、ソコデ之ヲドウ云フ
風ニスルカト云フコトニ關シマシテハ、統
制委員會ヲ法上ノ存在ヲ廢メマシテ、後ニ
マダ委員會ヲ開イテ居リマセヌカラ、相談
ハ致シテ居リマセヌケレドモ、私一己ノ考
へト致シマシテハ、餘リ機械的ニ決メルノ
ハドウデアラウカト云フ考ヘヲ持ツテ居
ル、米穀法制定ノ當初ノ考ヘガ、委員會ト
云フモノニ依リマシテ、色々ナ材料ハ詳細

ニ調べマスガ、ソレ等ヲスツカリ見渡シタ
上デ、熟練シタ權威ノ人々ニ詰リマシテ、
生キタ判断ヲ致スコトガ一番宜シイト云フ
コトヲ望ンデ居リマシタ時代ガアルノデア
リマス、其ノ時ノ経験等ヲ十分ニ活カシテ
ヤリマスコトガ宜イノデハナカラウカト云
フ私一己ノ私見ヲ持ツテ居リマス、是等ノ
私見ハ顧問、委員會等ニ諮リマシテ、今後
決メマスル際ニ於キマシテハ慎重ナ方法ヲ
執リタイ、斯ウ考ヘテ居リマス

ニナルノデアリマス、ソコテ今回ニ三億圓法ノ改正ニ依リマシテ、從來ノ米穀及ビ米穀以外ノ食糧農產物竝ニ其ノ加工品、詰リ穀麥及ビ其ノ穀粉以外ニ、甘蔗、馬鈴薯、麵類、斯ウ云フヤウナモノヲ御買上ゲニナルト云フコトニナリマシタ結果、五億五千万圓ト云フ増額ガ必要ニナツテ來タノデアリマスカ、或ハソレモアルケレドモ、尙ホ其ノ他ニ特別ノ事情ガアリマシテ、此ノ附則第三項ニ依ツテ五億五千万圓増額サレナケレバナラヌコトニナツタノカ、ソコヲハツキリシテ戴キタイト思ヒマス

○石黒國務大臣 御尋ネノ最後ノ點ハ、兩方ヲ含メマシテ増額ヲ致シタ譯デアリマス、細カイコトハ一ツ御許シヲ得マシテ、食糧局長カラ申上ゲマス

○湯河政府委員 ソレハ二億五千万圓ノ増額ト云フコトニナルノデアリマシテ、實ハ只今御指導ノヤウニ、特別會計ノ最高限度ハ現在十一億五千万圓ニナツテ居リマス、之ヲ二億五千万追加致シマシテ、御話ノ如ク十四億圓ニ致スト云フコトニシタノデアリマスガ、此ノ増額ノ中ニハ色々ノ要素ガ含マレテ居ルノデアリマシテ、實ハ昨年ノ秋十一億圓ニ増額致シマシタ後ニ於キマシテモ、色々計畫シテ見マスト將來ノコトガ豫測サレマスノデ、吾々トシテハ茲ニ是ダケノ増額ヲ致シタノデアリマス、此ノ間カラ申シマシタヤウニ、甘蔗、馬鈴薯、乾麵類ナドノ買入レ等ヲ致シテ參リマシテ、是ガ其ノ時期ニ依ツテ益、變ツテ參ルノデアリマシテ、只今ノ所十一億五千万圓ニ於キマシテハ、十一月、十二月、一月、二月、三月此ノ時ヲ見マスト大體ソレデ一パイニナ

リマシテ、甚ダ整ツテ居ラヌト云フコトヲ、當局ト致シマシテモ感ジテ居リマス、出來ルダケ整備ヲ致シタイト云フ考ヘヲ持ツテ居リマス、只今ノ事情上已ムヲ得ズ斯ウ云フ略式ノ形ニ於テ提案ヲ致シマシタヤウナ譯デ、惡シカラズ御諒承願ヒタイト思ヒマス

○湯河政府委員　此ノ甘諸ノ販賣價格ノコトニ付キマシテ、實ハ只今石坂サンノ御話ニ的確ニ御答へ出來ナイ點モザイマスガ、元來此ノ甘諸ノ措置ニ付キマシテハ、色々經緯ガアツテ出來タモノデアリマス、初メハ全國一樣ニ價格ヲ決メテ置キマシテ、十月カラ三月マデ、其ノ他ノ月ト、即チ出盛リ期ト其ノ他ノ月トニ分ケテ、一年ノ價格ヲ規定シテ居ツタノデアリマスガ、ドウモソレデハ生産事情ト消費事情ニ適合シナイト云フノデ、昨年ノ八月ニ決メマシタモノヲ、更ニ十二月ニナリマシテ改訂シマシテ、現在御手許ニ御廻シ致シマシタヤウニ、各地方々々ノ「ブロック」毎ニ價格ヲ決メタノデアリマス、其ノ價格ハソレド「ブロック」内ノ生産事情トカ消費事情ニ適合スルト云フ認定ヲ以チマシテ、一應斯ウ云フ決定ヲ致シマシタ、サウシテソレヲ更ニ詳シク云フ認定ヲ以チマシテ、一應斯ウ云フ風ニ決定期ヲ達ヘマシテ二月一ペイ、ソレカラ三月一ペイ、四月一ペイ、斯ウ云フ風ニ決メテ現在施行シテ居ルノデアリマス、此ノ前ノ全國一本ノ時ヨリモ今度改革致シマシタ價格ハ、實情ニ即應シテ居ルト云フ價格ニナツテ居ルノデアリマス、サリナガラ是モ實ハマダ經驗ノ洵ニ淺イコトデアリマシテ、ラヌヤウナ次第デアリマス、此ノ薩摩芋ノ販賣價格ヲ、今度愈ニ政府ガ薩摩芋ヲ買上ゲルト云フコトニナリマスレバ一層検討致シマシテ、其ノ誤リナイヤウニシテ行キタ

○石坂(繁)委員 増産計畫ノ實效ヲ擧ゲル
點ニ付テ、大臣ニ御伺ヒヲ致シタイノデア
リマスガ、此ノ點ニ關シマシテ米價ヲ此ノ
儘ニシテ置イテハ駄目デハナイカト云フ議
論ハ先般カラ隨分各方面カラ唱へラレテ居
リマスシ、大臣カラモ色々御苦心ノ點ニ付
テ御答辯ガアツタノデアリマス、特ニ本委
員會ニ於キマシテモ、先日ノ吉植君ニ對スル
御答辯、北君ニ對スル御答辯モ色々御苦心ノ點ニ付
アリマスカラ、私ハソレ以上此ノ點ニ關シテ
御尋ネヲ致シマスコトハ差控ヘタイト存ジ
マスガ、何ト申シマシテモ、他ノ農產物ニ比
較致シマシテ米價ノ安いコトハ是ハ周知ノ事實
デアルト申シテ宜カラウト思フノデアリマ
ス、先般帝國農會ニ於テ全國ノ四十箇町村ヲ
シテ非常ニ安クナツテ居ルノデアリマシテ、
調べマシ所、事變當時ト今日ノ物價ヲ比較
致シマスト、事變當時ノ物價ヲ一〇〇トシテ
見ルト、玄米ハ一三七デ他ノ農產物ニ比較
シテ非アルト思ヒマス、併シ大臣ハ現下ノ狀況
ニ鑑ミラレマシテ、増産ニ對シマシテハ精
神的ニモ物質的ニモ、全力ヲ擧ゲテ之ヲヤ
ツテ居ルノダ、斯ウ云フヤウナコトヲ仰セ
私ハドウ致シマシテモ價格ノ點ト同様ニ、
強ク感ジテ居ル者デアリマスルガ、更ニ增
産ノ方法ニ付テハ色々考ヘルベキ點ガアル、
バナラヌ、ソゴデ技術員ノ増員、優遇ノ問
題、更ニ各地方ニ必ズ何人カ居ラレルダラ
ウ所ノ篤農家或ハ老農ト云フヤウナ人達ヲ
督勵致シマシテ、其ノ地域ヲ篤農家ニ指導

セシメテ、増産ノ實ヲ舉ゲルヤウニスルト
云フコトハ、今日増産ノ實ヲ舉ゲル上ニ於
キマシテ最モ緊要ナルコトデアラウト考ヘ
ルノデアリマス、此ノ點ニ付キマシテ諄々
シク其ノ理由ヲ申上ゲマセヌガ、大臣ハ篤
農家ヲ第一線ニ起タセマシテ、サウシテ增
産ノ實ヲ舉ゲシムルト云フコトニ對スル御
考へハ如何デアリマセウカ、御伺ヒ致シマ
ス

○石黒國務大臣 技術員ノ問題及ビ篤農家
ノ起用ノ問題ハ、各方面ニ御要望ノ聲ガア
リマスノデ、當局ト致シマシテモ此ノ點ハ
非常ニ必要ダト云フコトヲ痛感ヲ致シテ居
ルノデアリマス、唯技術員ノ方面ニ對シマ
スル農林當局ノ差當リノ豫算計畫等ガ、十
分ノ御満足ヲ御與ヘシナイデ居リマスコト
ヲ極メテ遺憾ニ考ヘテ居リマスノデ、將來
十分ニ努力ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、
篤農家ノ起用ノ問題ニ關シマシテ、是ハ非
常ニ有力ナ推進力トナルモノデアリマスカ
ラ、規模ハ決シテ大ト云フ譯ニハ參リマセ
ヌガ、相當ノ人々ニ委嘱ヲ致シマシテ、督
勵指導ノ局ニ當ツテ貰フヤウニ農林省カラ
委嘱ヲ致シタイ、斯ウ云フ考ヘヲ持ツテ其
ノ計畫ヲ本年度ノ計畫ノ中ニモ織込ンデ居
リマス次第デアリマス、將來ソレ等ニ付テ
人選ヲ餘程致サナケレバナラヌト思ヒマス
ガ、成ベク各地ニ瓦リマシテソレ等ノ適當
ナ人ヲ得テ、ソレニ委嘱シテ努力シテ戴キ
タイ、斯ウ考ヘテ居リマス

○石坂(繁)委員 更ニ私ハ農業教育ノ問題
ニ付キマシテ大臣ノ御所見ヲ承リタイノデ
アリマスルガ、私ハ何ト申シマシテモ堅實ナ
ル農村ヲ作り其ノ中心ヲ成スモノハ農村ノ
教育ヲ受ケタ人デアルト思フノデアリマス、

又サウアラネバナラヌノデアリマスガ、從來ノ農業教育ノ成果ヲ見テ見マスト、必ズシモ其ノ趣旨ニ副ツテ居ラヌノデハナイカ、斯ウ云フ風ナ憾ミヲ多分ニ感ゼシメルノデアリマス、例ヘバ技術ノ點ニ致シマシテモ、何デモ本年アタリハ技術員ヲ動員シナケレバナラヌト云フコトデ、本年春農學校ヲ卒業スル人達ヲ指導員トシテ徵用サレル、斯ウ云フ風ナコトモ承ツテ居ルノデアリマスガ、此ノ技術ノ點ダケニ致シマシテモ、學校ヲ今年出タバカリノ人ガ果シテ適當ナル指導ガ出來ルカドウカ、現在生産農業ニ從事シテ居ル人達ノ信賴ヲ得ルダケノ技術或ハ精神力、之ヲ總ジテ此ノ指導力ガアルカドウカト云フ點ニナリマスルト、私ハ大變ソレニ疑問ヲ持ツテ居ルノデアリマス、技術ノ一點ニ致シマシテモ、成ベク早ク、例ヘバ鋤搔キヲ習熟セシメル、或ハ畑ヲ打チ田ヲ耕スト云フヤウナ方法ニ習熟シテ居ル者ト、稍長ジテヤツタ者トハスツカリ違フ、コトガ必要ニナツテ來ルノデアリマシテ、此ノ點カラ申シマスト、寧ロ縣立ノ甲種ノ農學校ヨリモ乙種ノ農學校ニ優レタ者ガ全國ニハ澤山アルヤウナ狀況ニアルノデアリマス、要スルニ段々サウ云フ方向ニハナツテ參ツテ居リマスケレドモ、此處デ一ツ日本ノ農業教育ト云フモノニ對シテ再検討ヲ試ミル時期デハナイカ、サウ云フコトニハ考ヘテ居ルノデアリマス、農業教育ト云フモノヲ文部省ノ所管ニ置カレテアル此ノ制度ヲ直チニ改メテ戴キタイト云フコトヲ申上ゲタ譯デハナイノデアリマスガ、文部省ト農林當局ハ此處デウント協力ヲサレテ、農

業教育ニ對スル所ノ再検討ヲシテ戴キタイト云フ強イ希望ヲ私ハ持ツテ居ルノデアリマス、是等ノ點ニ關シマシテハ特ニ豫テ深入御關心ヲ御持チニナツテ居ル大臣ノコトデアリマスカラ、此ノ點ニ關シマスル御所見ヲ承リタイノデアリマス

○石黒國務大臣 農業教育ノ點ニ關シマシテノ御所見ハ全ク同感デゴザイマス、御話ノヤウニ農業バカリデハナイト思ヒマスガ、農業、漁業等ハ相當ニ早々、少年ノ時代ニ實際ノ勞作、技術ニ習熟セシメテ置クコトガ非常ニ大事ナ點デアルト考ヘテ居リマス、而シテ我國ノ農業——漁業モサウデスガ、甚ダ數が多く、サウシテ規模ガ比較的小サイ、併シナガラ經營者ガ直チニ自分ノ勞働ヲ以テ行ツテ行クト云フ、自主的ノ家族勞働ヲ中心トシタ農業ノ經營デアルノデアリマス、決シテ大規模ノ雇入レ勞力ヲ以テ經營ヲシテ行クヤウナ農業デハナイノデアリマス、其ノ點ニ於テ勞力ヲ提供スル者ガ同時ニ經營ノ結果ヲ收メテ行ク、同一人ガヤル、故ニ農民ノ教育ハ、國ノ農業政策トシテ増産ニ寄與セシムル上ニ、「アメリカ」邊リヨリハヨリ以上非常ニ大キナ關係ヲ持ツト考ヘテ居ルノデアリマス、國ガ色々々ナ政策ヲ立テ、財政的ノ方法ヲ具ヘテ獎勵ヲ致シマシテモ、團體ガ色々々ナ施設ヲ以テ指導ヲ致シマシテモ、ソレヲ受ケテノ實際ノ生產ニ從事シテ居ル人が十分ニ出來上ツテ居ラナケレバ、殆ド其ノ豫期ノ目的ハ半分モ達シ得ナイコトニナルデアラウト思フ、其レバナラヌト考ヘテ居リマス、サウ云フヤ

○石坂(繁)委員 現在ノ時局下ニ於キマシテ、將來文部省ト密接ナ關係ヲ執ツテ、サウ云フ方面ニ我國ノ農業教育ヲ向ケテ行クヤウニ一層ノ努力ヲ致シタイト考ヘテ居リマス
テハ、食糧生産ノ確保ト云フコトハ農村ノ至上命令ト申シテモ宜シイ、之ニ對シマシテ大臣ガ凡ニル努力ヲ傾倒シテ居ラレルヨトモ能ク承知ヲ致シテ居リマス、大臣ノ由サレマシタ通りニ、今日ノ勞力ノ不足、資材ノ不足、是等ノモノハ今日ノ農村ニ取ツテ與ヘラレタル惡條件デアル、其ノ惡條件ヲ克服致シマシテ、農村ハ生産ニ努力致サナケレバナラヌシ、又現ニ致シテ居リマス、而モ今日ノ要求スル如ク生産ヲ上ゲルコトハ容易デナイ、一層ノ努力ヲ茲ニ致レナケレバナラヌノデアリマス、ソレニ對シマシテハ精神的ニモ物質的ニモ、十分ニ増産ノ實ヲ擧ゲルヤウナ方法ヲ講ジナケレバナラヌ、昨日デアリマシタカ、須永君ハ農民ヲシテ歡喜力行セシムル方法ニ進マシヌマニケレバナラヌ、其ノ爲ニハ不平ヲ除カナケレバナラス、斯ウ云フ風ナコトヲ申サレタノデアリマスルガ、私モ全然同感デアリマス、私ハ茲ニ農道精神、農民精神ヲ昂揚セシムル上ニ付キマシテ、須永君ノ申サレマシタ通りニ、消極的ニ不平ヲ除去スルヨトモ固ヨリ必要デアリマスガ、同時ニ積極的ニ農民ノ農道精神ヲ作興スル方法ヲ講ズベキデアルト痛感シテ居ルノデアリマス、隨テ其ノ方法トシテ私ノ申上ダマスコトハ御制定ヲ願フヤウナ方法ヲ當局カラ講ジテ居リ、農民勳章ト申シマスカ、斯ウ云フ風ナモノノモニテ御制定ヲ願フヤウナ方法ヲ當局カラ講ジテ居リ、農民精神ヲ向ケテ行クヤウニ一層ノ努力ヲ致シタイト考ヘテ居リマス

者、藝術家等ニ對シテハ曩ニ文化勳章ト云
フモノガアル、ココデ最モ國家ノ必要トス
ル生産ニ從事スル生産農民ニ對スル精神的
優遇ノ方法トシテ、私ガ今日農民勳章ノ制度
定ナドト云フコトヲ申上ゲマシテモ、必ズ
シモ突飛ノ言ニアラズト考ヘルノデアリマ
ス、此ノ點ニ付テ政府各方面ト能ク御協議
戴キマシテ、斯様ナ方法ニ御進ミ下サルコ
トガ出來ルナラバ、私ハ實ニ仕合セノコト
ニ存ズルノデアリマス、此ノ點ニ關シマシ
テ如何ナ御考ヘデアリマセウカ、御伺ヒ致
シタインノデアリマス

○石黒國務大臣 石坂サンノ只今ノ御意見
ノ、農業者ニ對シマシテ勳章ノ制度ヲ特ニ考
ヘロト云フコトニ關シマシテハ、十分ニ考慮ヲ
致シ、計畫ヲ練ツテ見タイト考ヘテ居リマス、
本來各種產業ヲ通ジマシテ、御承知ノ通り
ニ善行者ノ方面ト、各種產業及ビ自治方面
トニ努力致シタモノニ對シマシテ、違ツタ
種類ノ褒章條令が出テ居リマシテ、褒賞ノ
制度ガ出來テ居リマスコトハ御承知ノ通り
デアリマス、唯是ガ農業ニナリマスルト、
ドウモ非常ニ數ガ多クアリマス、農業ノ功
勞者ト云フモノハ、他ノ産業ト違ヒマシテ
地方ニ非常ニ多く居ラレテ、其ノ貢獻セラ
レタル實績ト云フモノハ、略、功勞者トシテ
相似テ居ルト云フ關係カラ、中々實行ガ出
來ズ、餘程優レタ方デナケレバ行ツテ居ラ
ナイト云フ憾ミガアルノデアリマス、是ハ
産業ノ性質上已ムヲ得ヌコトト思フ、ソコ
タイト考ヘテ居リマス、勳章ト云フカ勳章
ト云フコトデナクテモ、或ハ何等カノ方法
ニ對シテ、ドウ云フ制度ヲ用ヒレバ宜シイ
カト云フコトニ對シテ、十分ニ研究ヲ致シ
テ農業ニ於ケル左様ナ相當多數ニ瓦ルモノ
ト云フコトデナクテモ、或ハ何等カノ方法

ニ依リマシテ、ソレニ準ズル方法ヲ以チマシテ、表彰感謝ノ方法ヲ講ズルヤウニ出來レバ、仕合セグト私モ考ヘテ居リマスカラ、或ハ寧ロ此ノ際米何割、雜穀何割、甘譜、馬鈴薯等何割ト云フ風ナ雜食ヲスルト云フヤウナコトヲ、日本ノ主食トシテ考ヘルト云フ風ナ、所謂

○石坂(繁)委員 時刻モ參リマシタノデ、私ノ質疑ハ是デ終リマスガ、時局重大ノ折柄、精々大臣ノ御自愛、御健闘ヲ御祈リ致シマス。

○村上委員長 鈴木文治君

○鈴木(文)委員 私ハ日本ノ食糧政策ノ根

本ニ付キマシテ、大臣ノ御所見ヲ御伺ヒ致

シタイト思ヒマス、是ハ昨日モ食糧管理局

長官ニ御尋ネ致シマシテ、一應ノ御答ヘヲ

得テ居ルノデアリマスガ、長官カラ御話モ

アツタコト思ヒマスノデ、極メテ簡単ニ

其ノ理由ヲ申述ベタイト思フノデアリマス、

日本ノ國民ト云フモノガ米穀ヲ主食ト致シ

テ居リマスコトハ御承知ノ通リアリマス、

米穀ヲ主食トシテ來タ日本ノ國民ト云フモ

ノハ、日支事變以來、主食ガ主食デナクナ

ツテシマツテ、栗トカ、稗トカ、甘譜トカ、

馬鈴薯トカ云フヤウナモノヲ、一緒ニ食ベ

ナケレバナラナイコトニナリマシタシ、而

モ其ノ米スラモ足ラナクテ、外米ノ輸入ヲ

仰イデ居ツテ、外米モ品質ノ良イ外米バカ

リナラ宜イノデアリマスガ、品質ガ良クナ

クテ、日本人ガソニ馴レナイデ、健康ヲ

中止ミサウデナイノデス、此ノ米穀ヲ主食

害シタ者モ隨分アルヤウナ有様デアリマス、

然ルニ戰爭狀態ガ國際情勢ニ依リマシテ中

トスルヤウナ習慣ガ絶エマシタノガ、一時

的ナラ宜イノデアリマスガ、五年續クカ十

年續クカ分ラナイ、ソコデ問題ガ茲ニ起ル

ノデゴザイマシテ、私共日本人ハ米穀ヲ主

食トシテ行クト云フ永年ノ習慣ヲ、是ハ事

變ノ爲ニ一時的ニ止メテ居ルノダト云フ考ヘデ居ルキデアルカ、或ハ寧ロ此ノ際米何割、雜穀何割、甘譜、馬鈴薯等何割ト云フ風ナ雜食ヲスルト云フヤウナコトヲ、日本ノ主食トシテ考ヘルト云フ風ナ、所謂

食物ノ新體制ト言フカドウカ知リマセヌケ

レドモ、所謂新體制ト云フヤウナモノニ日

本人ヲ振替ヘテ行カナケレバナラスト云フ

風ニモ考ヘラレルノデアリマス、殊ニ私が

サウ思ヒマスノハ、須永君ガ過日御話ニナ

リマシタ通り、日本ノ農民ハ農民トシテソ

レゾレ疲弊ガアリマス爲ニ、元氣ガ非常ニ

ナイ、元氣ノナイト云フノハ農民バカリデ

ナシニ、日本人悉クサウデス、是ハドレダ

ケサウデアルカト云フコトハ分リマセヌケ

レドモ、其ノコトノ爲ニ能率ノ上ニ影響ヲ

及ボシテ居ル、是ハ御承知ノ事實デアルト

思フノデアリマス、而モ日本人ハ戰ニ勝ツ

タト云フ風ニ新聞ニハ知ラセガアリマスケ

レドモ、戰勝國人トシテ勇氣ナリ元氣ナリ

ナシニ、日本全然同感デアリマス、從來我ガ國人ガ

米ヲ以テ主食トシテ居ツタ、所ガ支那事變

以來混食ヲシナケレバナラヌヤウニナツタ

ガ、是ハ今後モ續クコト考ヘナケレバナ

ルマイト思フガドウカト云フ一黠デアリマス、

是ハ色々ヤリマス程度ハ多少ノ違ヒハアラ

クハ吾々議員ノ間ニ於テモサウ云フ風ナ様

子ヲ見ルコトガ出来ルト思フノデアリマス、

戰敗國デアルヤウナ氣持デ居ルト致シマスレバ、

クハ吾々議員ノ間ニ於テモサウ云フ風ナ様

子ヲ見ルコトガ出来ルト思フノデアリマス、

戰敗國ノヤウナ氣持デ居ルト致シマスレバ、

是ハ或ハ赤化思想ノ襲フ所ノ溫床地帶トナ

ルノデハナイカト思ハレルノデアリマス、

其ノ事實ハ色々現ハレテ居リマスレバ、

モ、是ハ時間ガ掛リマスカラ申上げマセヌ

ガ、御分リノコトデアラウト思フ、然ルニ

トスルヤウナ習慣ガ絶エマシタノガ、一時

的ナラ宜イノデアリマスガ、五年續クカ十

年續クカ分ラナイ、ソコデ問題ガ茲ニ起ル

ノデゴザイマシテ、私共日本人ハ米穀ヲ主

食トシテ行クト云フ永年ノ習慣ヲ、是ハ事

力ヲ持ツテ活動ガ出來ルト思フノデス、食糧問題ト云フモノハ日本ノ國ニ取ツテ、根本ナル重大ナ影響ノアル問題ダト思ヒマス、ソコデ農林大臣ニ御伺ヒ致シタインデアリマスガ、農林大臣ハ此ノ點ニ對シテドウ云フコトニ付テ、御伺ヒ致シタインデアリマス。

○石黒國務大臣 只今ノ鈴木サンノ御尋ねニ關シマシテハ、御質問ノ形式デハアリマスガ、多分ニ御意見ガ入ツテ居ルト考ヘマス、而シテ其ノ御意見ノ大體ノ方向ニハ、

農林省全體トシテ對策ヲ御持チデアリマスカト云フコトニ付テ、御伺ヒ致シタインデアリマス。

○鈴木(文)委員 現在ノ職業年齢ニ應ジテ、ヤツテ行クニ必

要ナル「カロリー」トヲ合ハセマシタ食事量

ヲ計算シテ、一面約六千万石ノ米ノ收獲ト

云フモノ、輸入米ヲ勘定ニ入レナイデ、ソ

レヲ中心ト致シテ、農產物ノ總テガ提供シ

得ル營養量ト、水產物ノ提供シ得ル「カロ

リー」トヲ寄セマシタモノトノ、比較ヲシ

テ見ラレタノデアリマス、是ノ數量ノ比較

ニ依リマスレバ、國民全體ノ職業活動ヲ致

スニ必要ナル數量ノ營養「カロリー」ト云フ

モノヲ十分ニ自給ヲ致シテ、稍餘リガアル

程度ノモノニナツテ居ル、唯ソレヲ今日マ

デノ狀態ガ少シク遡レバ、決シテ日本國民

ガ全部米食ヲシテ居ツタノデハナイノデア

リマス、併シソレガ寧ロ近代ニ至リマシテ、

色々ナ天災ガアリマシタリ、或ハ事變ガア

リマスト、適サマニ米食ガ進ムト云フヤウ

ナ已ムヲ得ザル狀態ニナツテ來タ、地方地

域ノ災害ガアツタリ、事變ガアツタリスル

ト、今マデ平時ニ於テハ米ヲ食ハナカツタ

方ガ地方ノ食糧ニ依ツテ立ツト云フヤウナ

コトガ、交通ノ便利ガ付キマシテ以來、色

ナ災害ガアツタリ、事變ガアツタリスル

ト、今マデ平時ニ於テハ米ヲ食ハナカツタ

人ガ、却テ餘計ニ消費スルヤウニナツテ來

ルト云フ風ニ考ヘテ行クベキデアラウト私

ハ考ヘルノデアリマス、度々申上げルノデ

テモ、亦田舎デ以テ米ヲ餘リ消費シテ居ナ

カツタ人ガ、工業労働者トナツテ非常ナ消費ヲスルト云フヤウナコトニナツテ來テ居ルコトハ、御覽ノ通りデアリマス、之ヲ是正致シマシテ、サウシテ各種ノ穀物ヲ同列ニ置イテ、主食デアルト見テ、サウシテ代用食ト云ツタヤウナ觀念、混食ト云ツタヤウナ觀念ヲ排シテシマフ、サウシテ副食物ト主食トニ依ツテ、十分ナ活動ヲスルコトノ出來ルヤウナ食物ノ組立ヲ致シテ行クト云フ風ニ、日本人ノ食制ヲ改メテ行クト云フコトハ、非常ニ必要ナコトダト考ヘマス、付テ想像以上ノ慾求ヲ持ツテ居リマスル吾唯ソレニハドウ致シマシテモ是ハ年所ヲ經ナケレバナラナイ、殊ニ米ト云フモノニ付テ思フ、併シドウ致シテモ是ハヤラナクチヤイカヌト思ヒマス、殊ニ先般衆議院ニ於キマシテ、外米依存ヲ即日離脱ヲスルヤウニト云フ御決議ガアリマンタガ、ソレハ非常ニソコニ力ヲ入レテ御強調ニナツタ、最大級ノ形容詞モ入ツテ居ルト私ハ考ヘルノデアリマス、只今ソレノ爲ニ輸入計畫ヲヤツテ居ルノヲ止メロト云フ御命令デハナイト私ハ考ヘテ居ルノデアリマスガ、輸入ヲ計畫致シテ居リマスル政府ト致シマシテモ、決シテソレノ方法ノ易キヲ選ンデ居ルノデハゴザイマセヌ、治安ノ關係カラ、ドウシテモ是ハ此ノ際ニ於テハヤラナクチヤナラスト云フコト考ヘテ、血ノ出ルヤウナ金ヲ使ツテ居ル譯デアリマス、速カニ國內ノ農産及び水産ニ依ツテ國內ノ人口ノ食糧ヲ供給致シテ行ク、而モソレハ決シテ不十分ナ食物デハナイト云フコトニ導イテ行カナケレバナラヌ、サウシテ輸入シマシタ米穀ト云フモノハ、天災事變等ニ關シマスル相當ノ準備

米ト致シマシテ貯藏致ト云フヤウナコトニ費ヲスルト云フヤウナコトニナツテ來テ居ルコトハ、御覽ノ通りデアリマス、之ヲ是正致シマシテ、サウシテ各種ノ穀物ヲ同列ニ置イテ、主食デアルト見テ、サウシテ代用食ト云ツタヤウナ觀念、混食ト云ツタヤウナ觀念ヲ排シテシマフ、サウシテ副食物ト主食トニ依ツテ、十分ナ活動ヲスルコトノ出來ルヤウナ食物ノ組立ヲ致シテ行クト云フ風ニ、日本人ノ食制ヲ改メテ行クト云フコトハ、非常ニ必要ナコトダト考ヘマス、付テ想像以上ノ慾求ヲ持ツテ居リマスル吾唯ソレニハドウ致シマシテモ是ハ年所ヲ經ナケレバナラナイ、殊ニ米ト云フモノニ付テ思フ、併シドウ致シテモ是ハヤラナクチヤイカヌト思ヒマス、殊ニ先般衆議院ニ於キマシテ、外米依存ヲ即日離脱ヲスルヤウニト云フ御決議ガアリマンタガ、ソレハ非常ニソコニ力ヲ入レテ御強調ニナツタ、最大級ノ形容詞モ入ツテ居ルト私ハ考ヘルノデアリマス、只今ソレノ爲ニ輸入計畫ヲヤツテ居ルノヲ止メロト云フ御命令デハナイト私ハ考ヘテ居ルノデアリマスガ、輸入ヲ計畫致シテ居リマスル政府ト致シマシテモ、決シテソレノ方法ノ易キヲ選ンデ居ルノデハゴザイマセヌ、治安ノ關係カラ、ドウシテモ是ハ此ノ際ニ於テハヤラナクチヤナラスト云フコト考ヘテ、血ノ出ルヤウナ金ヲ使ツテ居ル譯デアリマス、速カニ國內ノ農産及び水産ニ依ツテ國內ノ人口ノ食糧ヲ供給致シテ行ク、而モソレハ決シテ不十分ナ食物デハナイト云フコトニ導イテ行カナケレバナラヌ、サウシテ輸入シマシタ米穀ト云フモノハ、天災事變等ニ關シマスル相當ノ準備

米ト致シマシテ貯藏致ト云フヤウナコトニ向ツテ行カナケレバナラスト考ヘテ居ルノデアリマス、外地カラ參リマスル米モ外國ニ準ズルト言フト、今日ノ日本國ノ構成ノ上ニ於テ叱ラレルカモ知レマセヌケレドモノ、併シ何ト申シマシテモ國民的意識ト云フモノハ、數千年來ノ内地人ト、新ラシク吾々ノ同胞ニナツタ人方トハ違フノデス、國際情勢ガ如何様ニナツテモ、吾々ト云フモノハ變ラヌノデアリマス、國際情勢ノ如何ニ依ツテ稍浮動ヲスルト云フコトノ憂ハ、マダ一ノ年所ノ新シイ同胞ニ於テハ是ハ已ムヲ得ヌコトダト考ヘルノデアリマス、サウナツテ來ルト外地米ノ輸入ト云フモノニ付テモ、或ル程度、外地治安ノ爲ニ已ムヲ得ズ出スト云フコトヲ控ヘナケレバナラスト云フ事情ガソレノアルト私ハ考ヘルノデアリマス、ソコヲ考ヘマスルト、ドウシテモ内地ノ農業ト云フモノハ特別ノ保護ヲ加ヘテ、之ニ内地人口ハ依存ヲスルト云フコトニ最後ノ肚ヲ決メテ掛ラナケレバイカヌト私ハ考ヘルノデアリマス、此ノ點ガ私ハ今回増産ノ方途ニ付キマシテ、御不満足デアリマセウガ或ル程度ノ提案ヲ致スト同時ニ、多少長期ニ亘リマシテ國土ノ開發ヲ算盤ヲ外シテモヤラナケレバイカヌト云フ計畫ヲ出シマシタ譯デアリマス

○鈴木(文)委員 マダアトノ問題モアリマスケレドモ、アトノ問題ハ大體ソレデ宜シテ居ル譯デアリマス、速カニ國內ノ農産及び水産ニ依ツテ國內ノ人口ノ食糧ヲ供給致シテ行ク、而モソレハ決シテ不十分ナ食物デハナイト云フコトニ導イテ行カナケレバナラヌ、サウシテ輸入シマシタ米穀ト云フモノハ、天災事變等ニ關シマスル相當ノ準備

トガ出來ルト云フ風ナ話モアリマス、然ルニ玄米ヲ食べマスト、身體ニ慣レマセヌ爲ニ、時々病氣ヲ起スト云フコトモアリマスガ、ソレヲ炊イテ軟カイ御飯ニシテ食ベラレル方法モアルノデアリマス、軟カイ御飯トシテ炊クニ付テハ、資材ノ關係モアルト云フ御話デアリマスケレドモ、是ハ兎ニ角食料品研究所ガ出來ルト云フ御話デアリマスカラ、其處ニ於テ是非トモ第一ニ御研究ヲ願ヒタイ、科學的ニ御研究ヲ願ヒタイ、ソシテ是ガ宜シトイ云フナラバ、日本國民全般ニ御推薦ヲ願ヒタイ、イケナケレバイケナナイト云フ理由ヲ明カニシテ戴キタ伊、此ノ點ヲ農林省ガ明カニサレマスルコトガ非常ニ必要ナコトダト思ヒマスルカラ、其ノ點ニ付テ御研究ヲ願ヒシタイト思ヒマス、私ノ質問ハ是デ終リマス

○村上委員長 大臣ニ對スル質疑ハ是デ終リマシタ、尙ホ其ノ他ニ補足ノ御質疑ガアリマスカ——ナイト認メマス、是デ質疑ハ終了致シマシタ、此ノ場合一言致シマス、先程委員長ト農林大臣トノ間ニ法案ノ附則第二ノ運用上ノ解釋ノ問題、又價格ヲ如何ナル基準等ニ依ツテ決定セラルベキカ等ニ付キマシテ質疑應答ガアツタノデアリマスガ、其ノ中ニ速記ノ中止セルモノガアリマス、而モ其ノ中ニハ極メテ重要ナ點ガアルシテアル部分ヲ文書ニ書上ゲテ見テ、更ニシテ前後ノ速記ニ覗合ハセテ見テ、若シト委員長ハ思ヒマスカラ、其ノ速記ノ中止ハ是ニテ散會致シマス

○村上委員長 起立總員、仍テ本案ハ原案ノ通リニ可決致シマシタ(拍手) 明後日ハ本日ノ本會議ニ於テ併託ニナリテ是ヨリ採決致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

○村上委員長(總員起立) 〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ ○村上委員長 御異議ナシト認メマス、仍テ是ヨリ採決致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

○村上委員長 起立總員、仍テ本案ハ原案ノ通リニ可決致シマシタ(拍手) 明後日ハ本日ノ本會議ニ於テ併託ニナリテ是ヨリ採決致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

昭和十六年二月十五日印刷

昭和十六年二月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局